

第2 動物医薬品販売業

3 動物用医薬品店舗販売業

(18)店舗管理者は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める者であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事する者でなければならないとされているので留意されたい。

ア 指定医薬品を販売し、又は授与する店舗 薬剤師

イ 指定医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与する店舗(アに掲げる店舗を除く。) 薬剤師又は次のいずれかに該当する登録販売者

(ア)過去5年間のうち薬局、店舗販売業(動物用医薬品特例店舗販売業を除く。)又は配置販売業において、薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間(以下第2の3及び4において「従事期間」という。)が通算して2年以上の者

(イ)従事期間が通算して1年以上であって、店舗管理者又は区域管理者としての業務の経験がある者

(ウ)都道府県知事が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の経験を有すると認めた者

(19)前項のイ(ウ)に規定する者については、次に掲げる者を認めることが望ましい。

ア 人用の店舗販売業の店舗管理者の資格を有する者

イ 過去5年間のうち薬局、店舗販売業(動物用医薬品特例店舗販売業を除く。)若しくは配置販売業又は人用の薬局、店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間が通算して2年以上の者
なお、当該期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上実務又は業務に従事した場合は、当該月は実務又は業務に従事したものと認められることに留意されたい。